

# 「令和元年 トラック運送業労災撲滅運動」実施要綱

## 1 趣 旨

岡山労働局内のトラック運送業における死傷災害（休業4日以上）は、中期的には増減を繰り返しながらも減少傾向をたどっていたが、平成30年は321件、対前年比13.4%もの大幅増加となり、リーマンショック前の高水準まで一気に後戻りした。その内容は「墜落・転落」による災害が最も多くを占めており、かつ高年齢労働者層に多発している。これら災害の大部分は荷主・客先・集配先における荷役作業中に発生しており、荷役作業中のロールボックス・パレットがからむ災害では重篤なものも少なくないことから、災害防止のためには荷主等の協力も不可欠である。

また、岡山県下のトラック運送業においては、依然として厳しい人手不足の状態が続き、長時間労働や過密スケジュールなどの災害発生リスクを抱えており、たとえ短期的には災害が減少している地域においても適切な対策を講じなければ増加に転じる可能性は否定できない。

岡山労働局第13次労働災害防止推進計画の実効性を確保するためには、こうした状況を看過することなく、労働災害防止に向けて事業者、関係行政機関及び団体等が連携して取組を進めることが重要である。

加えて、自動車運転業務については、働き方改革関連法による残業時間の上限規制の適用猶予対象業務であるが、各事業者には当該猶予期間内に長時間労働削減に関する自主的な改善に取り組んでいただく必要がある。

このため、「令和元年 トラック運送業労災撲滅運動」の実施を提唱し、本運動を県内に広く展開し、集中的に労災防止に向けた取組を進めるとともに、働き方改革関連法の周知も行い、災害発生リスクを高める長時間労働の削減に向けた事業者の自主的な取組を促し、新時代「令和」のスタートにふさわしい、トラック運送業における職場環境の改善を図ることを決意して、以下のスローガンの下で取り組むこととする。

**トラック運送業 新たな時代にふさわしい職場づくり**  
**安全・安心な輸送サービス提供に向け**  
**なくそう労災！ 進めよう働き方改革！**

## 2 期 間

令和元年6月18日から12月31日までとする。

## 3 主唱者

厚生労働省岡山労働局、各労働基準監督署

## 4 協賛者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岡山県支部、  
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会岡山支部

## 5 実施者

トラック運送業の各事業者

## 6 協力者

関係行政機関、地方自治体、労働組合、経営者団体、トラック運送業の荷主・配送先・客先

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

- ①トラック協会等関係団体への運動の周知・協力要請  
要綱、チラシ、安全点検チェックリスト、各種ガイドライン等配布
- ②各署又は陸上貨物運送事業労働災害労働災害防止協会岡山県支部の各分会単位でのセミナー、講習会などを県下で展開  
運動期間中に各署で実施
- ③局及び各署から荷主等への周知・協力依頼  
運動期間中あらゆる機会を通じて周知  
荷主等をはじめ協力者に周知・協力依頼
- ④局においてトラック運送業の事業場に対しパトロールの実施
- ⑤広報の実施（局HP、報道機関、業界誌等向け）

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者の実施事項

各事業者は次の事項を実施する。

- ①安全衛生活動の推進
  - ・安全衛生管理体制の確立
  - ・計画的・効果的な安全衛生教育の実施
  - ・自主的な安全衛生活動の促進
  - ・リスクアセスメントの実施
- ②労働災害防止対策の推進
  - ・荷役5大災害の防止の徹底  
(特に、ロールボックス・パレット取扱災害の防止に留意)
  - ・交通労働災害防止対策の推進
  - ・職場における腰痛予防対策の推進
  - ・熱中症予防対策の徹底（STOP!熱中症 クールワークキャンペーン）
  - ・転倒災害防止対策の推進（STOP!転倒災害プロジェクト）
  - ・高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策の推進
- ③働き方改革の推進
  - 長時間労働削減に向けた取組の加速
  - その他働き方改革の積極的推進